

令和7年5月29日（木）
厚生労働省青森労働局発表

【照会先】
青森労働局労働基準部健康安全課
課長 竹内 大樹
○安全専門官 福士 卓実
(電話) 017 - 734 - 4113

報道関係者 各位

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」について

～青森県においても熱中症が多発しています～

青森労働局（局長 ^{かくいしんいち} 角井伸一）は、令和6年における熱中症に係る労働災害発生状況を取りまとめ、その上で、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開します。

1 熱中症による医療機関受診労働者数の状況

- （1）令和6年の熱中症による医療機関受診労働者数は 70人と、令和5年より114人減少したが、過去10年間で3番目に多かった。
- （2）業種別では、建設業が28人（40%）と最も多く、製造業、農林業、商業、畜産業・漁業、製造業など幅広い業種で発生した。
- （3）月別では、特に7月と8月に多く発生した。

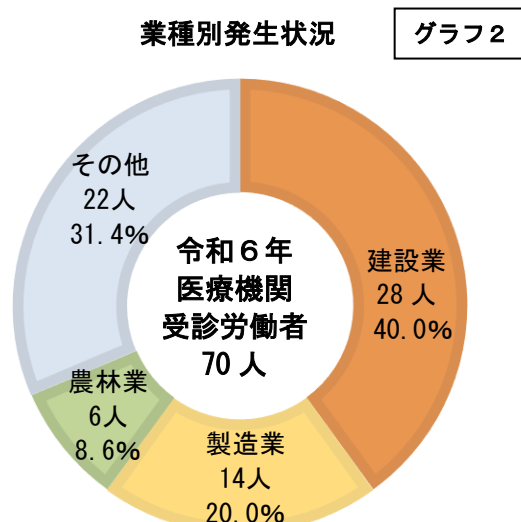
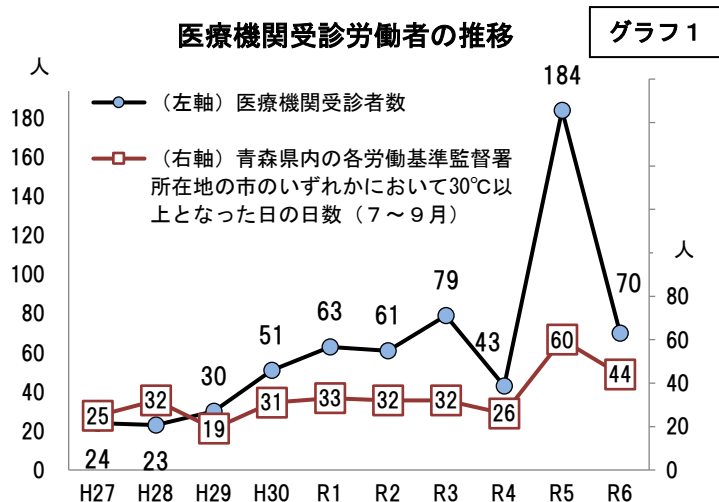
2 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

キャンペーン期間は6月～9月、重点取組期間は7月～8月として展開する。

1 熱中症による医療機関受診労働者数の状況

（1）医療機関受診労働者の推移

令和6年の熱中症による医療機関受診労働者数は70人であり、記録的な真夏日・猛暑日の影響で熱中症が多発した令和5年に比べ114人（62.0%）減少したものの、過去10年間で3番目に多く発生した。（グラフ1参照）



資料出所：療養補償給付たる療養の給付請求書等、

気象庁ホーム「各種データ・資料」（<https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php>）

(2) 業種別発生状況（令和6年）

業種別では、建設業が28人（40.0%）、製造業が14人（20.0%）、農林業が6人（8.6%）の順に多く発生したが、商業、畜産業・漁業、清掃業・廃棄物処理業、介護施設・保育施設、運送業、通信業、旅館業、警備業など様々な業種で発生した。（グラフ2参照）

(3) 年齢別発生状況（令和6年）

年齢別では、20歳台が20人（28.6%）、60歳以上が17人（24.3%）、50歳台が13人（18.6%）と、若年層から高齢者まで幅広い年齢層で発生した。（グラフ3参照）

(4) 男女別発生状況（令和6年）

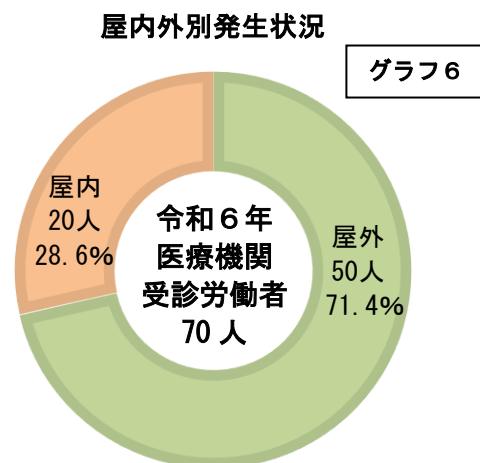
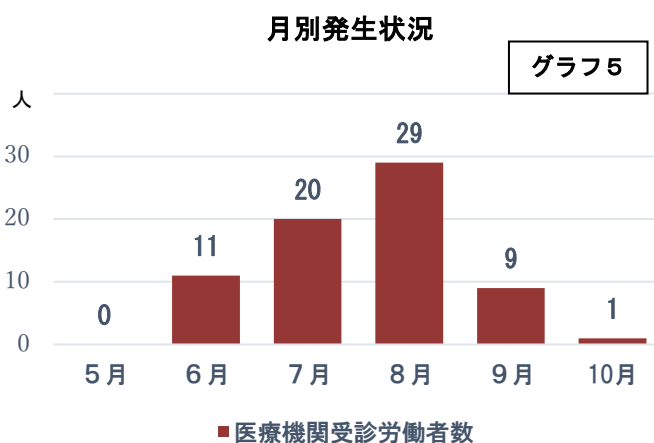
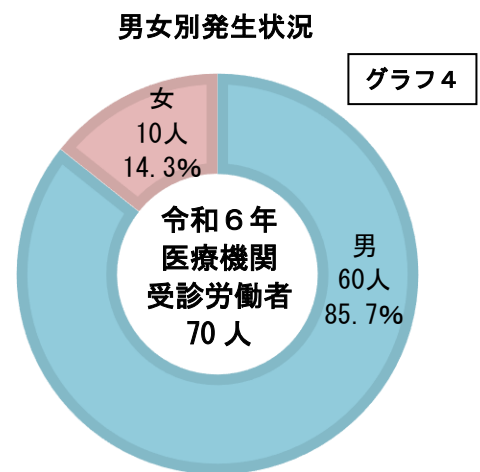
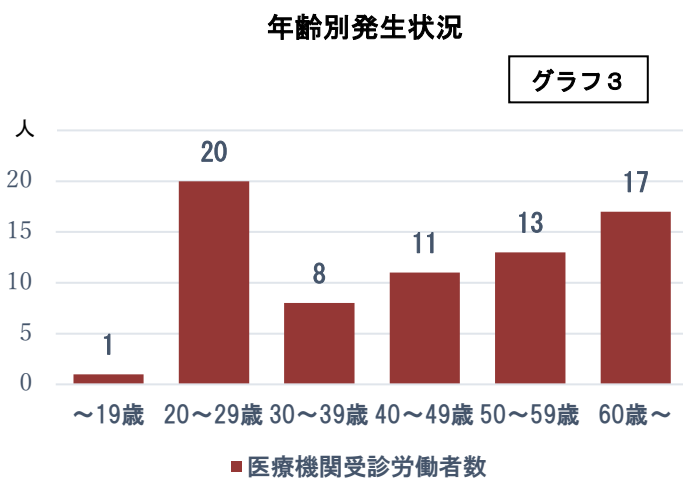
男女別では、男性が60人（85.7%）、女性が10人（14.3%）と、男性が大半を占めた。（グラフ4参照）

(5) 月別発生状況（令和6年）

月別では、6月に11人（15.7%）、7月に20人（28.6%）、8月に29人（41.4%）、9月に9人（12.9%）、10月に1人（1.4%）と、特に7月と8月に多く発生した。（グラフ5参照）

(6) 屋内外別発生状況（令和6年）

屋内外別では、屋外が50人（71.4%）、屋内が20人（28.6%）と、屋外に限らず発生した。（グラフ6参照）



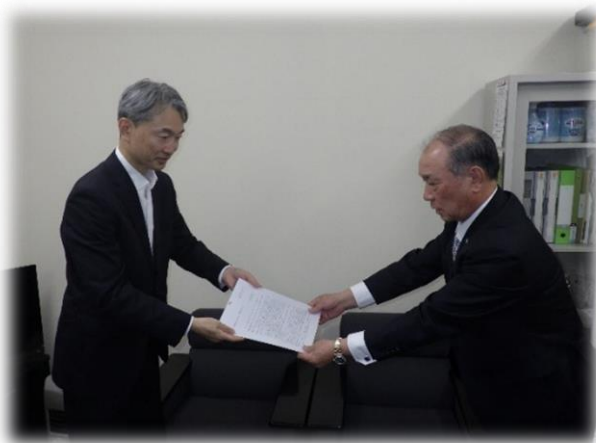
2 STOP!熱中症クールワークキャンペーンについて

(1) 青森労働局及び県内の各労働基準監督署における取組

ア 文書要請

令和7年5月16日、角井労働局長が建設業労働災害防止協会青森県支部を訪問し、同協会の青森支部長に対して、職場における熱中症を予防するための取組等について要請し、熱中症の重篤化を防止するために改正（令和7年6月1日施行）される労働安全衛生規則の内容や現場における具体的な熱中症対策の状況などについて、意見交換を行った。また、一般社団法人青森県労働基準協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部、一般社団法人青森県経営者協会、青森県商工会議所連合会など52の団体の代表者に対し、同文書により要請を行った。

角井労働局長(左)から山田支部長(右)へ要請書を交付の様子



学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう!
職場における熱中症予防情報



イ 説明会等及び個別の指導

各労働基準監督署において、7月までに約50回の説明会等（「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」及び改正労働安全衛生規則（労働安全衛生規則第612条の2の新設）を内容としたもの）の実施を予定している（説明会等は、キャンペーン期間の9月まで行う予定）。

また、個別に事業場等を訪問した際に、熱中症予防対策及び改正労働安全衛生規則について、周知又は指導を行う。

ウ 関係団体と連携した取組

青森労働局及び県内の各労働基準監督署は、関係団体等と連携を図り、熱中症リスクがあるすべての事業場を対象として、①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うことを重点に、対策の徹底が図られるようあらゆる機会を捉えて広く呼びかけ、指導を行う。

(2) 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」の各事業場における重点実施事項

ア 本格的な暑さを迎える6月までにすべきこと

- (ア)労働衛生管理体制の確立
- (イ)暑さ指数（WBGT）の把握の準備
- (ウ)作業計画の策定
- (エ)設備対策の検討
- (オ)休憩場所の確保の検討
- (カ)服装の検討
- (キ)教育研修の実施
- (ク)緊急時の対応の事前確認等

令和7年6月1日に労働安全衛生規則が改正され、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対応することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「作業手順」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられていること。

イ キャンペーン期間（6月～9月）にすべきこと

- (ア)暑さ指数の把握と評価
- (イ)暑さ指数の低減
- (ウ)休憩場所の整備
- (エ)服装
- (オ)作業時間の短縮
- (カ)ブレイクリング
- (キ)水分・塩分の摂取
- (ク)暑熱順化への対応
- (ケ)健康診断結果に基づく対応
- (コ)日常の健康管理
- (サ)作業中の労働者の健康状態の確認

- (シ) 異常時の対応
- ウ 重点取組期間（7月～8月）にすべきこと
- (ア) 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
 - (イ) 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
 - (ウ) 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
 - (エ) 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
 - (オ) 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
 - (カ) 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

3 労働安全衛生規則改正

- 熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行される。

(熱中症を生ずるおそれのある作業)

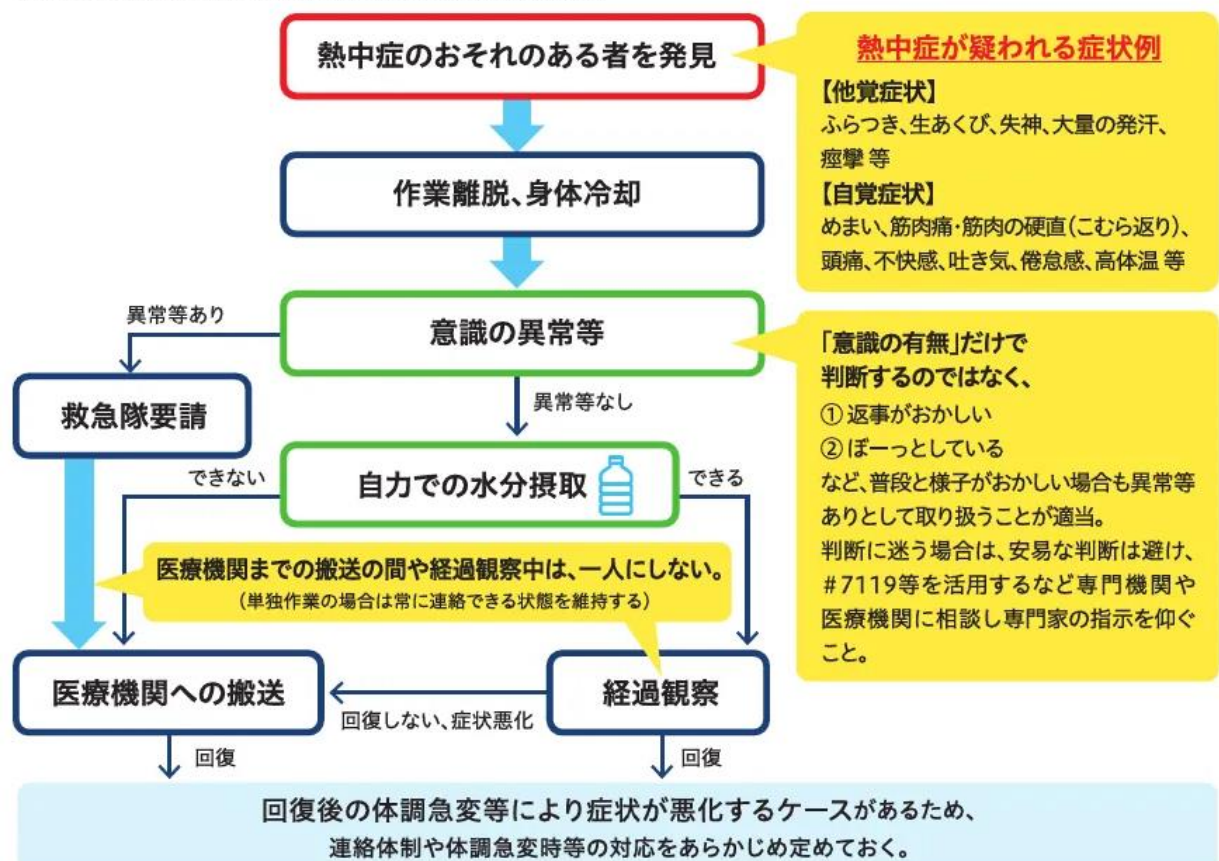
第六百十二条の二（新設）

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

- 2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体のコールドダウン、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。





熱中症 クールワーク キャンペーン

全国では

職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上

仕事を休んでいます。

青森労働局管内では、令和6年
に70人の方が熱中症の症状により医療機関を受診しました。



◀キャンペーン実施要項

キャンペーン期間



本格的な暑さを迎える **6月まで** にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)



キャンペーン期間 6月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月～8月

にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請